

令和4年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和5年3月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第12回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 令和5年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について

議案第5号 大多喜町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定等について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 農地法施行規則第29条第6号に関する農地転用の届出について

報告第4号 軽微な農地改良の届出について

報告第5号 利用権の終了について（農用地利用集積計画）

<出席委員>（9名）

1 番委員：加曾利 益弘

2 番委員：佐川 順一郎

4 番委員：森 紀久嗣

5 番委員：鈴木 孝一

6 番委員：井口 峰幸

7 番委員：小高 康熙

8 番委員：矢代 とみ江

9 番委員：末吉 章二

10 番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員>（1名）

3 番委員：渡邊 さなえ

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 12 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日は、令和 4 年度第 12 回総会、本年度最後の総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>町内の田んぼで畦畔作業を始めた方もおりまして、稲作の作業が開始されるような時期になりました。</p> <p>いすみ鉄道沿線の早咲きの川津桜も咲き、春も間近に迫っているのではないかと思います。</p> <p>ウクライナ・ロシアの戦争、コロナウイルスの関係で消費者物価指数が値上がっている記事が、毎日のようにマスコミを賑やかしておりますが、本町の商店でも値上げが続いている状況です。</p> <p>本日の議事にもありますが、農作業料金の審議をお願いします。</p> <p>燃料、肥料の値上げ等を心配しておりますが、耕作面積が維持出来ればと思っております。</p> <p>今回の総会から、事務局の説明について個人情報を省略して説明するようにさせていただきます。</p> <p>毎回、長時間にわたり慎重審議を行っていただいておりますが、スムーズな進行にご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>以上であいさつとします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>5 番の鈴木委員、6 番の井口委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1頁をお開きください。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号37。所在：森宮地先。地目：田。地積：1,485 m²。義務者及び権利者：町内の方。事由：譲渡人/高齢で体調不良のため、贈与したい。譲受人/譲渡人の意向を受け、贈与に応じる。権利内容：贈与による所有権移転。 番号38。所在：横山地先。地目：田。地積：1,021 m²。義務者及び権利者：町内の方。事由：譲渡人/本規模縮小のため。譲受人/申請地付近に耕作地があるため、申請地を取得し、農作業の利便性を高めるため。権利内容：売買による所有権移転。 なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 議案第1号、番号35については、井口委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>井口委員 (6番)</p>	<p>議案第1号、番号37について、3月2日15時頃に譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理されており畑として維持管理されることなので、問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>地目は田で畑として利用されているということですが、これからも畑として利用するということですか。</p>
<p>井口委員 (6番)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号37について許可</p>

議 場	<p>することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号37につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号38については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
矢 代 委 員 (8 番)	<p>番号38ついて、3月1日午前中に義務者と権利者の方に聞き取りを行い、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は耕作されております。</p> <p>権利者の方の農地が近くにあるため、耕作しやすいので取得したいそうです。義務者は規模を縮小するとのことでした。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
加曾利委員 (1 番)	<p>義務者の方は、以前は規模拡大するということだったと思いますが、今後は規模を縮小するということですか。</p>
矢 代 委 員 (8 番)	<p>徐々に縮小するそうです。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号38について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号38につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>4頁をご覧ください。</p>

(寺 井)	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>番号 4-3。所在：下大多喜地先。地目：田。地積 2,432 m²。農地種別：1 種。農用地区域。貸主：町内の方。借主：長生村の企業、変更事由：配管工事が遅延しているため、工事期間内に完了する見込みがないため（期間延長） 変更内容：令和 5 年 3 月 31 日完了予定から令和 5 年 9 月 30 日完了予定への変更</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 2 号、番号 4-3 については、末吉委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
末 吉 委 員 (9 番)	<p>議案 2 号番号 4-3 について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>この案件は、令和 4 年度 7 月の総会で審議され、許可となった案件です。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>現在は、資材置場として利用されており、水田として利用されておらず、近隣の農地に配慮し、農繁期に工事をしないための、期間延長となっているため問題はないと思います。</p> <p>ご審議のほどお願いします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議 場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号 4-3 について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 4-3 につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>4 頁をご覧ください。</p>

<p>(寺 井)</p>	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和 5 年 3 月 9 日 <p>なお、4-79 については〇〇委員自身が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは〇〇委員には退室をお願いします。</p> <p>順不同となりますが、先に議事参与案件を審議した後に残りの案件の審議をお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局の説明のとおり先に 4-79 の審議に入りますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>申請番号 4-79。所在：小土呂地先 3 筆 7,317 ㎡。地目：田。利用権：貸借権。貸付者及び借受者：町内の方。利用目的：田。借賃：米 420 kg。利用権設定の期間：3 年 0 か月。令和 5 年 3 月 8 日から。期間満了の日/令和 8 年 3 月 7 日まで。新規の案件です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、4-79 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、4-79 について原案のとおり決定することとします。</p> <p>小高委員の入室を認めます。</p> <p>次に、番号 4-78、4-80~4-85 について、事務局から説明をお</p>

	<p>願います。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>申請番号 4-78。所在：栗又地先 2筆 1,693 m²。地目：田。利用権：使用貸借権。貸付者及び借受者：町内の方。利用目的：田。借賃：0円。利用権設定の期間：5年0か月。令和5年4月24日から。期間満了の日/令和10年4月23日まで。更新の案件です。</p>
	<p>整理番号 4-80、81 は更新、整理番号 4-82 から 85 までは新規の案件です。</p>
	<p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、番号4-78、4-80～4-85については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号4-78、4-80～4-85について原案のとおり決定することとします。</p>
	<p>議案第3号については以上です。</p>
	<p>続きまして議案第4号「令和5年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」を議題といたします。</p>
	<p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>8頁をご覧ください。</p>
	<p>「令和5年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」について、下記のとおり令和5年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金を定めたいので、その可否について意見を求める。</p>
	<p>賃金は、千葉県の最低賃金を下回らないように設定しました。</p>
	<p>機械による農作業標準料金は、燃料等の高騰を考慮し200円の増としており、育苗は農協の価格となっております。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>

小高委員 (7番)	バインダー、ハーベスター、乾燥普通おだ掛け粃がありますが、あまり利用されていないと思いますがどうでしょうか。
佐川委員 (2番)	利用はされていないと思うが、あえて削除しなくても良いのではないか。
議長 (渡辺会長)	利用している可能性があるので、記載しておくことでよいのではないのでしょうか。 他に質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	ご質問がないようですので、議案第4号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第4号について原案のとおり決定することとします。 議案第4号については以上です。 続きまして議案第5号「大多喜町農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』等の策定等について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (寺井)	10頁をご覧ください。 「大多喜町農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』等の策定等について」について、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針等を定めたいので、その可否について意見を求める。 資料により説明。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (7番)	令和5年度最適化活動の目標設定等のⅡ-2-(3)新規参入相談会への参加目標について、0回となっておりますが、1回くらいは参加した方が良いのではないのでしょうか。
議長	相談会には1回も参加したことがなく、状況が分からないので、

<p>(渡辺会長)</p>	<p>令和5年度に相談会の内容等を確認し、準備物品等対応出来るようなら令和6年度の目標に入れることとして、今年度は窓口相談者が来た場合は、事務局の判断で農業委員や推進委委員を集め相談の場を作るということで、相談会に参加した場合は、実績とすることでのいかがでしょうか。</p> <p>他に質問はありますか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第5号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、議案第5号について原案のとおり決定することとします。</p> <p>議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>20項をご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」</p> <p>下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号4-48 所在・田丁地先。地目：田。3筆3,626㎡。登記原因・日付：相続 令和3年10月18日。権利者：東京都の方 他、4-51まで3件の届け出がありました。</p> <p>報告第1号は以上です</p> <p>報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p> <p>番号17。所在：泉水地先。地目：田。地積：91㎡。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地の現況は、アスファルト舗装され、申請者の宅地の進入路として利用されていた。</p> <p>町税務住民課の情報によると、照会地は平成18年から現況課税がされてい</p>

るが、昭和36年の国土地理院地図には既に現況が進入路に変化している様子が写っており、現在まで60年以上が経過している。このため農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：町内の方。

番号18。所在：庄司地先。地目：田。地積：148㎡。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地の現況は、雑木が茂り荒廃、山林化していた。申請者の話では、照会地は30年以上耕作されていないとの事であり、照会地の西側は川が流れており、隣接地も山林化し、日当たりが悪いため農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：茂原市の方。

報告第2号は以上です

報告第3号「農地法施行規則第29条第6号に関する農地転用の届出について」下記のとおり、届出があったので報告する。

番号1。所在：久保及び猿稻地先2筆。地目：田。地積：1,198㎡。転用の目的に係る施設：資材置場。届出者：大多喜町

報告第3号は以上です。

報告第4号「軽微な農地改良の届出について」下記のとおり、届出があったので報告する。

番号7。所在：田丁地先。地目：田。地積：758㎡。埋め立て後の利用：畑。届出者：町内の方。工事期間：令和5年3月6日から5月28日まで

報告第4号は以上です。

報告第5号「基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。

番号4-12。所在：会所地先。地目：畑。地積：4,324.37㎡。貸付人及び借受人：町内の方。解約事由 期間満了による。他2件です。

報告第5号は以上です

報告事項は以上となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程6「その他」に入ります。

事務局 (鈴木)	ありません
議長 (渡辺会長)	他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。
	閉会 (午後 3 時 3 0 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 鈴木 孝一

署名委員 井口 峰幸